

日南町告示第1号
令和2年第1回日南町議会臨時会を次のとおり招集する。
令和2年1月7日

日南町長 中 村 英 明

記

招集年月日 令和2年1月14日
招集場所 日南町役場庁舎 議場
付議事件

1. 日南町印鑑条例の一部改正について
2. 日南町税条例の一部改正について
3. 字の区域の変更について
4. 日南町人権擁護委員候補者の推薦にあたり議会の意見を求めることについて

○開会日に応招した議員

大岡 樞	西本 健	保君 三	古 荒	都 木	勝 昭	人 君
樞 近	本 田	三 君	岩 久	木 崎	昭 安	博 男
坪 藤	倉 勝	一 君	山	代 本	芳	君 敏
		志 君				昭 君
		幸 君				

○応招しなかった議員
なし

令和2年 第1回（臨時）日 南 町 議 会 会 議 録（第1日）
令和2年1月14日（火曜日）

議事日程（第1号）

令和2年1月14日 午前9時30分開会

日程第1	会議録署名議員の指名
日程第2	会期の決定
日程第3	議案第1号 日南町印鑑条例の一部改正について
日程第4	議案第2号 日南町税条例の一部改正について
日程第5	議案第3号 字の区域の変更について
日程第6	議案第4号 日南町人権擁護委員候補者の推薦にあたり議会の意見を求めることについて

本日の会議に付した事件

日程第1	会議録署名議員の指名
日程第2	会期の決定
日程第3	議案第1号 日南町印鑑条例の一部改正について
日程第4	議案第2号 日南町税条例の一部改正について
日程第5	議案第3号 字の区域の変更について
日程第6	議案第4号 日南町人権擁護委員候補者の推薦にあたり議会の意見を求めることについて

出席議員（10名）						
1 番	大岡	西本	健	保君	2 番	古 荒
3 番	樞	本 田	洋	三 君	4 番	岩 久
5 番	近	藤 倉	仁	一 君	6 番	山
7 番	坪		勝	志 君	8 番	都 木
9 番				幸 君	10 番	崎 代
						本
						勝 昭
						安 芳
						人 君
						博 男
						君 敏
						昭 君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 ————— 花 倉 幸 江 君 書記 ————— 花 倉 順 也 君

町長 ————— 説明のため出席した者の職氏名
副町長 ————— 丸 山 悟 君
総務課長 ————— 中 村 英 明 君
住民課長 ————— 木 下 順 久 君
建設課長 ————— 財 原 積 君

午前9時30分開会

○議長（山本 芳昭君）改めまして、新年明けましておめでとうございます。皆様方には元気に新年を迎えられ、全員御出席いただきました。ことし1年、議会運営に格別の御理解と御協力をお願いいたします。ただいまの出席は10名であります。定足数に達していますので、令和2年第1回日南町議会臨時会を開会いたします。直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。タブレットの報告書ファイルをお開きください。地方自治法第121条の規定により、本臨時会に出席を求めた者は、1ページの報告書のとおりであります。本町の監査委員から、令和元年12月19日付をもって、地方自治法第235条の2の規定による例月出納検査の結果について報告がありました。2ページから12ページのとおり報告いたします。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（山本 芳昭君）日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。会議録署名議員は、日南町議会会議規則第125条の規定により、議長において、4番、荒木博議員、5番、櫃田洋一議員の2名を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（山本 芳昭君）日程第2、会期の決定を議題といたします。お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君）御異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は、本日1日と決定いたしました。

○議長（山本 芳昭君）ここで執行部からの発言が求められていますので、これを許します。

中村町長。

○町長（中村 英明君）改めまして、新年明けましておめでとうございます。町民の皆様、あるいは議員各位におかれましては、御家族そろって団らんの新春をお迎えることとお喜び申し上げたいというふうに思います。年末年始、穏やかな毎日が続いております。ここまで雪のない町の姿は、余り個人的にも記憶のない年の始まりとなりました。長期の予報を見ましても、平均よりも高い気温になる予報が出ておまして、いつ降るんだろうかなというふうなことを思うくらいでございます。とはいいながら、やはり少しは降雪が降ってほしいと町民の皆さん方も感じておられるのではないのでしょうか。全国的な状況のようでありまして、スキー場のほうでとか、除雪を担っていただいている皆さん方につきましては、特にそう思っておられるのではないのかなというふうに思っております。これからの水の心配もありますし、あるいは豪雨にはなりはしないのかなというふうな不安が絶えませんが、そういった意味での幾ばくかの降雪を祈りたいというふうに思っております。さて、3日には冬の成人式をとり行いまして、40人中の31人の方の御参加があり、和服の姿の女性もありまして冬らしい成人式となりました。また、11日には恒例の日南町消防団の出初め式もありまして、一斉放水のときには虹がかかるなど、1年間の幸運を運んでくれたようにも私自身は感じました。私も2年目となる町政運営となりますけれども、本当に一生懸命、町民の皆さんのために頑張りたいというふうに思っておりますので、引き続き御理解と御支援をいただきますようお願い申し上げたいというふうに思っております。本日の臨時議会でございますが、条例改正の一部改正が2件、字の区域変更が1件、それと人事案件1件を上程させていただいておりますので、御承認を賜りますようよろしく

お願い申し上げたいというふうに思っております。1年間、どうぞよろしく願います。

日程第3 議案第1号

○議長（山本 芳昭君）タブレットの議案書ファイルをお開きください。2ページから、日程第3、議案第1号、日南町印鑑条例の一部改正についてを議題といたします。

本案につき、提案者からの提案理由の説明を求めます。

中村町長。

○町長（中村 英明君）議案第1号、日南町印鑑条例の一部改正について。次のとおり、日南町印鑑条例の一部を改正することについて、地方自治法第96条第1項の規定により、本議会の議決を求めるものでございます。

概要であります。成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、国の印鑑登録証明事務処理要領が改正されたため、所定の要件を満たした場合には、成年被後見人が印鑑の登録を受けることができる等の制度の改正について対応するため、本条例の一部を改正するものでございます。

内容ですが、日南町印鑑条例において、印鑑の登録ができない者に規定されております「成年被後見人」を「意思能力を有しない者」に改正するほか、所要の改正を行うものでございます。

施行の期日ですが、この条例は公布の日から施行するというようにしております。どうぞよろしく願います。

○議長（山本 芳昭君）これより本案に対する質疑を許します。

8番、久代安敏議員。

○議員（8番 久代 安敏君）日南町内で今、成年後見人を申請しておられる者はどのくらいおられますでしょうか。把握しておられればお聞かせ願いたいと思いますが、どうでしょうか。

○議長（山本 芳昭君）浅田住民課長。

○住民課長（浅田 雅史君）済みません、残念ながら、統計の数値、まだ入手しておりませんので、また追ってわかり次第報告させていただきたいと思っております。

○議長（山本 芳昭君）よろしいですか。

8番、久代安敏議員。

○議員（8番 久代 安敏君）こういう改正条例を提案される際には、今の日南町で成年被後見人の人数がどのくらいあるかという実数は、やっぱり把握されておく必要があるんじゃないかなと思いますし、最近、後見人制度を利用される方がかなりふえている傾向にあると思いますので、資料として提出していただくようによろしく願います。

○議長（山本 芳昭君）中村町長。

○町長（中村 英明君）確定数値は私も承知はしておりませんが、ただ、数件あるというふうなお話は聞いております。後見人制度も、どういんでしょうか、2段階的な意味合いの制度になっておりまして、要は、簡易的って言えばおかしいですが、町の社会福祉協議会のほうが事務的な主体になっておりますけれども、そういった意味で、その町がやっておられる後見人の場合は数人おられるというふうな話は以前聞いたことがありますので、ゼロではないというふうな認識を持っておりますが、正式な、どういんでしょうか、裁判所が認定する形の後見人制度が本来の形だというふうに認識しておりますけれども、その件についての具体的な数字というのはちょっと把握、私自身もしておりませんが、何人かはおられるという情報は仕入れておりますけれども、具体的な数字はまた後日報告をさせてやってください。

○議長（山本 芳昭君）そのほかございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君）以上で質疑を終結いたします。

これより討論、採決を行います。

日程第3、議案第1号、日南町印鑑条例の一部改正についての討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君）討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第1号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君）御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第2号

○議長（山本 芳昭君）タブレット4ページから、日程第4、議案第2号、日南町税条例の一部改正についてを議題といたします。

本案につき、提案者から提案理由の説明を求めます。

中村町長。

○町長（中村 英明君）議案第2号、日南町税条例の一部改正について。次のとおり、日南町税条例の一部を改正することについて、地方自治法第96条第1項の規定により、本議会の議決を求めるものでございます。

概要ですが、特定非営利活動法人鳥取県自閉症協会の寄附金税額控除の対象として指定される期間を延長すると鳥取県税条例の改正が令和元年12月24日付で行われたため、日南町税条例についても所要の改正を行うものでございます。

内容ですが、特定非営利活動法人鳥取県自閉症協会の寄附金税額控除の対象として指定される期間につきまして、現行の平成27年1月1日から令和元年12月31日までを、令和2年1月1日から令和6年12月31日までに改正するものでございます。

施行期日ですが、この条例は公布の日から施行し、令和2年1月1日から適用するものでございます。どうぞよろしくお願ひします。

○議長（山本 芳昭君）これより本案に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君）以上で質疑を終結いたします。

これより討論、採決を行います。

日程第4、議案第2号、日南町税条例の一部改正についての討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君）討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第2号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君）御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第3号

○議長（山本 芳昭君）タブレット6ページから、日程第5、議案第3号、字の区域の変更についてを議題といたします。

本案につき、提案者からの提案理由の説明を求めます。

中村町長。

○町長（中村 英明君）議案第3号、字の区域の変更について。次のとおり、字の区域を変更することについて、地方自治法第260条第1項の規定により、本議会の議決を求めるものでございます。

概要ですが、土地改良法の第89条の2第10項において準用する同法第54条第4項の規定による県営土地改良事業阿毘縁地区（第1工区）ではございますが、に係る換地処分公告があった日の翌日から、本町内の字の区域を変更するものでございます。

内容ですが、大きく区域が4つありまして、下阿毘縁字安右衛門谷尻りと下阿毘縁字仲田の一部の区域、そして下阿毘縁字三通り田と下阿毘縁字古路田の一部区域、そして下阿毘縁字古路田と下阿毘縁字中島の一部区域及び下阿毘縁字大池と下阿毘縁字大池ノ下モ屋敷廻りの一部の区域を変更するものでございます。

詳細につきましては、担当の課長のほうからさらに説明をさせていただきます。ということをお願いいたします。

○議長（山本 芳昭君）財原建設課長。

○建設課長（財原 積君）私のほうから、今回の字の区域変更について、詳細について御説明いたします。

最初に、タブレットの8ページをごらんいただきたいと思います。今回の県営土地改良事業阿毘縁地区の第1工区であります。場所の位置につきましては、下阿毘縁の、着色して表示しております砥波地域、砥波地区が主体に、この第1工区がなっております。9ページには、今回変更する区域4つの図面を示しております。図面番号の1から4番まで、この4つの区域に変更が生じております。

最初に、タブレットの10ページ、図面でいきますと図面番号の1番をごらんください。今回、区域を変更する字につきましては、令和元年11月14日現在の地番によりまして、最初に、下阿毘縁字安右衛門谷尻りのうち、1787-1及びこれと一体をなす町有地並びに1771-1と一体をなす町有地の一部以外の区域と表現になります。これ

と、その隣になります下阿毘緑字仲田の全域と下阿毘緑字安右衛門谷尻り1787-1及
びこれと一体をなす町有地の一部ということにな
ります。この10ページという形でいきまして、続きまして、区画成形を、この三角
に区域を取り込むという形に改良事業の圃場整備事業によりまして、区画成形を、この三角
いただきますと、今回、土地改良事業の圃場整備事業によりまして、区画成形を、この三角
の部分で字の仲田に取り込むという変更となっております。

続きまして、タブレットの12ページをごらんください。ここには、下阿毘緑字三通り
田の全域と下阿毘緑字古路田2067-1の一部、それと2069の一部、2070-1
の一部及びこれらと一体をなす町有地。それと、下阿毘緑字古路田のうち、2067-1
の一部、2069の一部、2070-1の一部及びこれらと一体をなす町有地の一部以外
の区域という表現になります。図面をごらんいただきますと、左側、古路田に緑部分で示
す区域と三通り田に区域を入れるということになっております。工事図面は13ページを
ごらんください。区画整理によりまして、この部分に字界をまたいで面整備を一面してお
ります。図面でいけば7-8の圃場整備番号になりますが、ここにありましたもともとの
里道、赤道を含んで面整備をした関係で、古路田の字の区域から三通り田へ編入するとい
うこととしております。

続きまして、タブレットの14ページをごらんください。ここでは、下阿毘緑字古路田
のうち、下阿毘緑字中島2076-2の一部、2078の一部、2082の一部、
2083の一部、2084-1の一部及びこれらと一体をなす町有地。それと、同じく字
中島のうち、2076-2の一部、2078の一部、2082の一部、2083の一部、
2084-1の一部及びこれらと一体をなす町有地の区域としております。タブレットの
15ページに工事図面をつけております。ここで、新たに排水路と農道を新設してありま
す。この関係で、従前の字中島から字古路田に区域を変更するものであります。

続きまして、タブレットの16ページをごらんください。下阿毘緑字大池の全域と下阿
毘緑字大池ノ下モ屋敷廻り2264-1及びこれと一体をなす町有地の一部。それと、下
阿毘緑字大池ノ下モ屋敷廻りのうち、2264-1及びこれと一体をなす町有地の一部以
外の区域ということ、工事図面は17ページになります。従前の大池ノ下モ屋敷廻りか
ら、この緑の示す区域を字大池に取り込んで変更するという内容となっております。

工事図面でなかなか詳細がうまく説明できないところもありますが、土地改良事業によ
ります圃場整備において区画整理、農地の畦畔、それなり、関連します水路、農道、そう
いったものの区画を変更するに当たり、こうした字の区域の変更をお願いするものであり
ます。よろしくお願いいたします。

○議長（山本 芳昭君）これより本案に対する質疑を許します。

8番、久代安敏議員。

○議員（8番 久代 安敏君）ちょっと、初歩的な質問なんですけども、圃場整備の関係
で発生した字の変更と、阿毘緑は地籍調査が全部済んでいると思いますが、地籍との関係
ですよね。どうなるのかという基本的な話をお聞かせいただきたいと思いますが、どうで
しょうか、建設課長。

○議長（山本 芳昭君）財原建設課長。

○建設課長（財原 積君）この土地改良事業と地籍調査事業との関連ということになり
ます。最初に、地籍調査の対象としては、通常ですと、圃場整備等で事業が終わると
ころは19条5項ということで、本来は地籍事業の対象にはなっていないというところがあ
ります。ここの区域ではたしかなかったと思いますが、2工区のほうでは一部圃場整備を
したものを再度面整備をしたということがあっておりますので、そうした場合と、圃場整
備をしてない、2工区に特に多いんですけれども、そうした場所の区域変更につきま
しては、圃場整備をして、終わっている部分につきましては、19条5項ですから、古い図面、
古い測量図で土地改良事業が終わった後に登記がされております。それと、地籍調査事
業では未整備のところを測量して、そうした図面が2つあって登記上整理されてお
りますが、今回、圃場整備に關しまして、土地改良事業が一度終わるところと新たに
したのは換地計画書、圃場整備をする段階でもう一度その区域をもう一回工事を
して整理をした後に測量をして登記をし直すということになります。その関係で、
字界が、先ほどの水路や農道がついたり、畦畔の位置が変わったり、そう
いったことの関係で変更が生じるといことを今回お願いしてございまして、この
ことについては地方自治法の260条1項です。測量したのも終わってないものもあ
わせて、再度、土地改良事業で換地として処分をして登記をし直すことになり
ます。

○議長（山本 芳昭君）いいですか。

○議員（8番 久代 安敏君）わかりました。

- 議長（山本 芳昭君）そのほかございますか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（山本 芳昭君）ないようでしたら、以上で質疑を終結いたします。
これより討論、採決を行います。
日程第5、議案第3号、字の区域の変更についての討論を許します。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（山本 芳昭君）討論を終結いたします。
これより採決を行います。
議案第3号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（山本 芳昭君）御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第4号

- 議長（山本 芳昭君）タブレットの人事案件ファイルをお開きください。日程第6、議案第4号、日南町人権擁護委員候補者の推薦にあたり議会の意見を求めることについてを議題といたします。
本案につき、提案者から提案理由の説明を求めます。
中村町長。
- 町長（中村 英明君）議案第4号、日南町人権擁護委員候補者の推薦にあたり議会の意見を求めることについて。日南町人権擁護委員候補者として、令和2年6月30日任期満了となる後藤厚見を引き続き推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものでございます。
内容ですが、日南町人権擁護委員、後藤厚見の任期が令和2年6月30日で満了のため、同人を引き続き推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものでございます。
概要ですが、氏名は後藤厚見、住所ですが、日南町上石見836番地11、性別は男性、生年月日ですが、昭和24年10月28日生まれ、職業は農業でございます。任期のほうですが、令和5年6月30日までの3年間の予定でお願いをするものであります。なお、経歴等につきましては、現在、農業に従事されておられまして、以前は日本電信電話公社等の経歴がございまして、人権擁護委員としましては、今回が3期目に当たりまして、平成26年4月から日南町人権擁護委員の最初の1期目をスタートし、平成29年7月に2期目のお願いをして、今回の3期目ということでの推薦をしたいというふうに思っております。どうぞよろしくお願いたします。
- 議長（山本 芳昭君）これより本案に対する質疑を許します。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（山本 芳昭君）以上で質疑を終結いたします。
これより討論、採決を行います。
日程第6、議案第4号、日南町人権擁護委員候補者の推薦にあたり議会の意見を求めることについて、適任と認める意見の討論を許します。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（山本 芳昭君）討論を終結いたします。
これより採決を行います。
議案第4号は、原案に対する被推薦人を人権擁護委員として適任と認める意見に御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（山本 芳昭君）御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり適任と認めることに決定いたしました。

○議長（山本 芳昭君）お諮りいたします。本臨時会に付議された案件は以上をもって全て議了いたしました。これをもって会議を閉じ、閉会といたしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

- 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（山本 芳昭君）御異議なしと認めます。よって、令和2年第1回日南町議会臨時会の会議を閉じ、閉会といたします。御協力ありがとうございました。
午前10時03分閉会
-